

平成31年4回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成31年4月25日(木)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時15分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	12	坂 本 和 彦	出
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	出		野 口 秀 明	出
8	竹 澤 國 雄	出		吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
10	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
 次 長 清水周二
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成 31 年第 4 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は全員ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成 31 年第 4 回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第 2、議案第 32 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 3、議案第 33 号から議案第 34 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 35 号から議案第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、議案第 39 号は、申請者から取り下げの願いがありましたので、今回の総会では審議いたしません。御了承をお願いいたします。</p> <p>日程第 5、議案第 41 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは八木秀雄委員と柴崎高志委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、議案第 32 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 31 号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第 32 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地は、(譲受人)さんの御自宅すぐ北側になります。案内図を見ていただくと、申請地の南側の 2 筆についても(譲受人)さんの所有している農地であり、今後効率的に農作業をすることができるということもあり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小野田委員。</p>

発 言 者	内 容
小野田委員	<p>4月22日に加藤推進委員と一緒に現地調査を行ってまいりました。譲受人と譲渡人お二人ともお会いしましてお話を聞いております。間違いはないということでございます。現地調査ですけれども、現在は整地されまして草とかきれいに取っており、重機が入っておりまして、木の根を取ってある状態です。また、進入路がないということで、公図上はありますが現在使えない状態です。歩いて通れる状態ではありますが、重機、トラクター等はいれないような進入路になっていますので、この辺をどうするのかということ（譲受人）さんに聞きましたところ、近くの空いてる畑を通らせてもらうので問題はないということです。いま重機が入っているのも了承を得て入っているそうです。土地については問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>（委員の中から、「なし」の声）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第33号から議案第34号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第33号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第33号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>（議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述）</p>
事務局	<p>小中学校が近隣にあり、主要道へのアクセスが良く、生活環境も良好であることから、長屋住宅としての需要が見込まれ、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>現地調査した概要を説明いたします。申請の方は、事務局から説明がありましたが、〇〇地区に住まれています。本人がお勤めしておりお会いできなかったため、室岡会長に出向いていただき、お話を聞いていただきました。□□地区と△△地区には、近々工業団地ができる予定でございます。その関係から、●●地区は大変住宅地に向いているのか、人気があつて家を建築する方が増えています。私が小さいときは50戸くらいの集落だったのが、今は430戸の集落になっております。その関係から、集合住宅にして家賃収入を得ようというのが目的だと思います。周辺の調査を4月23日の午前中、室岡会長さん、八木委員さんと私3人でさせていただきました。案内図を御覧いただきたいと思います。申請地は、十数年耕作はさ</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>れておりません。草を刈り取っているような状態です。西側にはすぐ隣接した住宅があり、その西側に水路がありまして、その西側には十数棟の住宅が道路沿いにあり、皆さんがお住まいになっています。また、北側には申請地に面して3棟の住宅が建てられております。また、東側には2筆ばかり飛んで、やはり10棟くらいの住宅が既に建っております。前の道路につきましては、ちょうど2年前くらいに、町のほうで道路改良をしていただいております。きれいな舗装道路に完成して、側溝を含めると5メートルを少し上回るものになっております。それと農地の西側にも排水があって集合住宅を建設した場合に周辺の悪影響を考えて調査しましたが、状況からして、全く悪影響はないと判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第34号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第34号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事 務 局	<p>申請地は現在、進入路及び農業用倉庫として使っております。取り壊すことが出来ず、これからも使い続ける必要があることから、平成30年8月6日に除外されました。追認のための申請となります。</p>
議 長	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
野口推進委員	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>野口委員。</p> <p>4月21日に、石澤委員、内田委員と一緒に現地調査いたしました。現在、既に物置等が建っており、これの現状に合わせるという形の申請だと確認しましたので、問題なしと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>続きまして、日程第 4、議案第 35 号から議案第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 35 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 35 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは現在、借家暮らしをしています。御両親が近くに住んでおり、譲渡人であるお父様から土地を借り受け、住宅を建築したいとのからの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>こちらの案件について、4 月 21 日に御本人と私で内容は全て聞き取らせていただきました。そののち 23 日の午前中に、室岡会長と柴崎推進委員と 3 名で現地調査を行いました。申請地は、不動産屋、アパート、住宅の北側で、現況は畑地であり、(譲渡人)さんが御本人で耕作をしておりました。事務局のお話にあったとおり、(譲渡人)さんの自己用の住宅敷地ということで、使用貸借を設定して住宅を建てたいというお話です。現地調査をした際に、周りには集合住宅も多数建っており、今回の申請地の西側については、5 メートル以上ある接道があり、また既に分筆等なされており、境界杭もありました。今現在は更地ということで、きれいになっております。現地調査をしたところ、また事務局のお話のとおり、特に問題もないであろうと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 35 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 35 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 36 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 36 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんは現在、御夫婦とお子様 2 人の 4 人でアパート暮らしをしています。手狭になってきたため、自己用住宅を建築したいとのことからの申請となります。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>23日の午後推進委員の坂本さんと現地を確認してまいりました。(譲受人)さんとは直接は会えなかったですが、周りは宅地化が進んでおります。現地には野菜が作っており、境界杭も入っていました。何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第36号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第37号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第37号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>平成30年8月6日に除外された農地が今回の申請地となります。(譲受人)さんは現在、御夫婦の2人でアパート暮らしをしています。お子様も生まれ、今後手狭になるため、お父様から土地を借り受け、自己用住宅を建築したいとのことからの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>竹澤委員。</p>
竹澤委員	<p>4月21日に、私と中嶋農業委員さん、須賀推進委員さんと(譲受人)さんを伺いまして、申請内容等を確認いたしました。そののち、現地確認をいたしました。町道に直接面しております。周辺には、住宅が数軒建ち始めております。農地についても十分きれいに管理されております。何ら支障はないと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>

発 言 者	内 容
事務局	次に、議案第 38 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 38 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さん御夫婦は現在、アパート暮らしをしており、お子様も生まれ手狭になってきたそうです。譲渡人である奥様のお父様から土地を借り受け、自己用住宅を建築したいとのことからの申請となります。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。
議長	野口委員。
野口推進委員	この件についても 4 月 21 日に、石澤委員、内田委員と一緒に現地を確認させていただきました。申請者の奥様にもお話を伺い、娘さんの住宅を作るという風に伺いました。現状は、県道に面しており、もう一方は宅地として使われております。特に問題はないと考えますので、御審議のほどよろしく願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 38 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 40 号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページを御覧ください。
事務局	それでは、議案第 40 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請地は傾斜があり、農地としての有効活用がなかなか難しく、太陽光発電で継続的な収益が見込めるとのことから、今回の申請に至ったとのことです。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。
議長	小和瀬委員。
小和瀬委員	21 日に、野澤委員と一緒に現地調査と申請人さんに会って話を伺ってまいりました。ただいま説明があったとおり、大変傾斜がきつい場所です。西側はのり面の下にある土地で、樹園地となっておりますが、今は更地です。また、反対側の土地につきましても、傾斜であります。また、近所で太陽光発電所がありまして、また道のほうには住宅があります。

発 言 者	内 容
	何ら問題はないと思われしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 40 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 40 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	続きますので、日程第 5、議案第 41 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。
	それでは、議案第 41 号につきまして事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 5 ページを御覧ください。
	農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。
	この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。
	また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。
	それでは、議案第 41 号につきまして、御説明申し上げます。
	借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 3 人です。
	貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 8 人です。
	合計 20 筆で、24,661 ㎡、そのうち、田が 2 筆で 2,595 ㎡、畑が 18 筆で 22,066 ㎡となっております。
	なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。
	議案第 41 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。
	以上で全ての議案審議が終了しました。
	委員さんから、何かありますか。
柴崎推進委員	はい。
議長	柴崎委員。

発 言 者	内 容
柴崎推進委員	農地の確認等を何度か行っておりますが、例えば、所有者だとか公図だとか登記簿の閲覧はさせてもらえるのでしょうか。
事務局	はい。
議長	事務局。
事務局	柴崎推進委員さんの御質問にお答えいたします。委員さん方の活動に必要な資料等の閲覧が必要な際には、お声がけをいただければと思います。よろしく願いいたします。
議長	他にございますか。 (委員からなしの声)
事務局長	事務局から、何かありますか。 事務局から1点、御連絡いたします。 次回の総会につきまして、5月27日月曜日の午後1時30分からで、お願いいたします。繰り返します。5月27日月曜日の午後1時30分からで、お願いいたします。 以上、よろしく願いいたします。
議長	それでは他に無いようですので、平成31年第4回総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。
事務局長	(事務局長、起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>八木秀雄委員 柴崎高志委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>平成31年4月25日</p> <p>議 長 室岡重雄</p> <p>委 員 八木秀雄</p> <p>委 員 柴崎高志</p>